

第6章 計画の推進にあたって

第1 進捗管理

1 成果指標と事業実施状況の確認

4つの基本目標ごとに設定した成果指標の情報を適宜収集して取りまとめるとともに、基本計画に位置付けた事業の所管部局等に実施状況を照会し、基本計画の進捗を把握することとします。

このほかに、施策の効果的な推進のために必要な事項については随時情報収集に努めます。

2 市民まちづくり活動促進テーブルの活用

1で把握した成果指標及び計画事業の実施状況については、PDCAサイクルの一環として、毎年度、附属機関である市民まちづくり活動促進テーブルに報告し、実施方法や効果的な進め方について意見を聞き、事業の改善に役立てます。

3 計画の見直し

この基本計画の計画期間は平成26年度から5年間を想定していますが、急激な社会状況等の変化により、市民まちづくり活動促進テーブルの意見を聞きながら、必要に応じて見直しをできることとします。

第2 推進体制

1 庁内連携による事業推進

これまで、地域のまちづくり活動の中核的役割を担ってきた町内会などの地域団体に対しては、区役所・まちづくりセンターが中心となって密接な関係を築いてきました。

一方、新たな担い手であるNPO、企業による活動については、環境や保健福祉、子どもなど、それぞれの専門的な活動分野に応じ、当該分野を所管する部局が関連する場合も少なくなく、地域の多様な担い手が連携した取組などへの対応に際しては、これら所管部局の情報共有と連携が重要となってきます。

また、社会情勢の変化に伴い地域課題が複雑・多様化する中で、市民の自発的なまちづくり活動だけでは解決できない課題や、行政の既存の支援制度や事業では対応が困難な課題、さらには部局複合的な課題なども顕在化してきています。

このため、基本計画の推進にあたっては、地域が抱える課題等を速やかに関係部局間で共有し、必要となる対応策について協議・検討できるよう、部局横断的な対応体制の整備などについても検討を進めます。

2 関係機関等との連携

北海道全域のNPO法人の認証・認定事務及び市民活動に対する支援を行う北海道庁や、まちづくり活動団体に対する支援を行う公益的団体、中間支援組織、教育機関、企業や経営者の団体などとも適切な役割分担と協力関係の構築を進めていきます。